

反処分中労委命令に対する見解

中労委は、2月17日に「中労委平成20年（不再）第37号事件」について、「本件再審査申立てを棄却する」という命令を発した。これは事実を誤認し、誤った判断によるものであって、労働者を救済しない不当な命令と言わざるを得ない。

この中労委命令は、東京地区分会および東一両分会・東二両分会の仲間の職場での抗議行動に対する不当処分の撤回を求めた東京都労委への救済申し立てに対する都労委命令で①横浜予約サービスセンターで抗議行動を行った地区分会の4名の仲間への訓告、②平成17年6月28日に職場で抗議行動を行った東二両分会の仲間に対する訓告や嚴重注意など、③平成17年6月29日に職場で抗議行動を行った東一両分会仲間に対する訓告や嚴重注意などについて、不当労働行為と認定されなかったことに対して中労委に再審査を申し立てたものに対するものである。

抗議行動は組合員に対する会社からの退職強要の暴言や、不当なボーナスカットに抗議するものでありやむにやまれぬ労働組合としての当然の行動であった。

しかし中労委命令は、「正当な組合活動の範囲を逸脱する」として抗議行動をとらえ、「基本協約等で認められた取り得る手続・手順を尽くさないまま」行ったと規定している。あきらかに、事実の歪曲であり、会社のかじつけでしかない主張を容認するものであり認めるわけにはいかない。

だが中労委命令は、東京地区分会が抗議を行う契機となった横浜予約サービスセンター田代所長の発言は「退職強要と受け取られてもやむを得ないような発言であり、同発言自体には問題がある」と認めている。また不当なボーナスカットについても「当該社員に対し減率適用の根拠を説明し、反省と改善を求めることが合理的な対応であると考えられる。そうであるのに、減率措置を受けた組合員から説明を求められても会社が抽象的な理由しか述べなかったことや、地方苦情処理会議において不都合な行為を4、5点程度しか説明しなかったことは、安全の向上を図る上で相当な態度とはいえない」と、まったく正しい指摘をしている。

また、「会社と組合との間ではこれまでも多くの紛争が生じ、本件紛争においても明らかのように、未だ会社と組合は、相互の立場を理解し信頼関係の確立に努めようとする柔軟な姿勢に乏しい…」とし、「早期に安定した労使関係を確立するよう切に望みたい」と結んでいる。

ならば、組合の抗議行動を否定するのではなく、抗議行動をはじめ「多くの紛争」の原因である会社の不当労働行為を事実として問題にし、労働者を救済することがその第一歩ではないのか。

にもかかわらず、組合の抗議行動を問題とし、会社の不当処分・不当労働行為を認定しないと言う姿勢はきわめて矛盾していると言わざるを得ない。

われわれは、都労委申し立て以来、労働委員会と職場で闘いを推進し多くの大きな成果を勝ち取ってきた。職場や制度の現実を労働委員会を通じて広めることができたし、不当な賃金カットの暴走に一定のブレーキをかけることができた。われわれはこれからも職場で闘い続ける。これまで共に闘ってきた組合員、役員そして都労委・中労委プロジェクトの仲間感謝申し上げ見解とする。

以上

2010年3月12日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労働組合新幹線地方本部